

子ども・子育て支援新制度に係る各種基準（案）

1 子ども・子育て支援新制度とは

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法①子ども・子育て支援法、②就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（通称：認定こども園法の一部を改正する法律）、③子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（通称：関係法律の整備等に関する法律）に基づき、実施される新たな制度であり、平成 27 年 4 月 1 日から本格的にスタートする予定です。（平成 26 年秋には新制度に基づいて、保育所と一部幼稚園の利用申込の受付を開始する予定）

2 概要（ポイント）

■幼児期の教育・保育を「個人への給付」として保障

幼稚園等での幼児教育と、保育が必要な子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等の施設等を利用した場合に共通の仕組みで給付が受けられます。

ただし、公費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者への直接的な給付ではなく、市町村から施設等に支払う仕組みとなっています。

■待機児童を縮減

保育の場を増やし、働きやすい社会にします。

■幼児期の教育・保育を一体的に提供

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ認定こども園の普及を図り、子どもが幼児期の教育と保育を一体的に受けられる環境を整えます。

■地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

在宅で子育てをされている方も含めたすべての子育て家庭を支援するため、親子が交流できる居場所を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子ども・子育て支援を充実させます。

3 対象の施設（別紙 1 参照）

【給付対象施設】

認定こども園	認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設。
幼稚園	幼稚園は、満 3 歳から小学校入学までの幼児が義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設。 ※私立幼稚園については、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園とがあり、今後、各園の判断においてどちらかを選択する。
保育所	保育が必要な乳児または幼児を保育することを目的とする施設。

【給付対象事業】

家庭的保育	満3歳未満児を対象に家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。
小規模保育	満3歳未満児を対象に少人数（定員6～19人）を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施する事業です。※新制度で新たに始まる事業。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業。
居宅訪問型保育	障がい・疾患などで個別ケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業。

【地域子ども・子育て支援事業】

子育て家庭等を対象とした、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う事業で、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業、放課後児童健全育成事業などの事業が該当します。

（主な事業）

一時預かり事業	保護者の急な用事などの際に、幼稚園や保育所等において一時的に子どもを預かる。
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場のもとで、その健全育成を図る。

4 変更点

（1）支給認定の種類（認定区分＝市町村が基準に基づいて認定）

保護者は、幼稚園や保育所の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。（新制度に入らない私立幼稚園は除く）

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	認定こども園、幼稚園（※）
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業等

※私立幼稚園については、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園とがあり、今後、各園の判断においてどちらかを選択することになります。

(2) 保育の必要性の認定

保育の必要性の認定は、国が政令で基準を認定)

① 事由（保育が必要な理由）

保護者の就労や疾病等の理由により基準をみたしているか認定します。

② 保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受ける方は、保育の必要量によって更に「保育標準時間」又は「保育短時間」に区分されます。

なお、「保育標準時間」と、「保育短時間」では、利用できる時間が異なります。

③ 支給認定の申請手続き

保護者は、幼稚園や保育園などの利用のために市町村による認定を受けることになります。（別紙2参照）

④ 幼稚園や保育所などの利用料金

利用料金は、保護者の所得に応じた負担を基本として、国が決める基準を上限に、市町村が設定します。また、施設・事業者は、一定の要件のもとで、必要経費を市町村が定める額に加えて徴収することが可能です。

5 制定が必要な条例

① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準〈確認基準〉

② 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準〈認可基準〉

■ 那珂川町基準（案）の基本的な考え方

町が定める基準は、国の省令等で示された基準（国基準）に従って定めるか（「従うべき基準」）、又は参酌して定める（「参酌すべき基準」）こととされています。

各基準とも、国の基準と異なる内容となる特別な事情や特性はないため、基本的には国が定める基準どおりとします。

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準 当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。基準の範囲を超えれば違法。
参酌すべき基準	十分に参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準